

議案第五十二号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例
港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公園の利用の促進に関する業務

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定管理者に行わせることができる業務に公園の利用の促進に関する業務を追加するため、本案を提出いたします。